

自己資本の充実の状況(連結)

(1) 連結の範囲に関する事項

- 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因
相違する会社はありません。

- 連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 1社
- 主要な連結子会社

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟ジェイエイバンクサービス	不動産管理及び県信連の定型的後方業務の受託

- 持分法が適用される関連法人

- 関連法人数 1社
- 主要な関連法人

名 称	主要な業務内容
株式会社新潟県農協電算センター	J A及びJ A連合会の電算機による情報処理

- 比例連結が適用される関連法人

該当する会社はありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

- 連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当事項はありません。

- 規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

(2) 自己資本の状況

- 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員及び利用者の皆さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和3年3月末における自己資本比率は13.72%と、国内基準（4%）及び国際統一基準（8%）を大きく上回り、高い安全性・健全性を維持しています。

- 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付債務により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	219億円（前年度219億円）

後配出資金

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	525億円（前年度343億円）

永久劣後特約付債務

項目	内容
発行主体	新潟県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付債務
コア資本に係る基礎項目に算入した額	118億円（前年度200億円）
一定の事由が生じた場合に償還を可能とする特約	あり（※1）

※1 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、主務省の事前承認が得られた場合に、1か月前までの事前通知により償還可能。

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

a 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	127,941	146,552
うち、出資金及び資本剰余金の額	56,296	74,496
うち、再評価積立金の額	25	25
うち、利益剰余金の額	74,252	74,990
うち、外部流出予定額 (△)	2,632	2,960
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,633	3,966
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	3,633	3,966
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	11,800
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	151,574	162,319
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	90	70
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	90	70
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	90	70

(単位：百万円、%)

項目	令和元年度	令和2年度
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	151,483	162,249
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,115,621	1,170,663
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 58,597	△ 39,798
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 58,597	△ 39,798
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,312	11,877
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,129,933	1,182,540
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	13.40%	13.72%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

b 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現	金	2,279	—	—	2,180	—	—
	我が国の中央政府及び 中央銀行向け	117,696	—	—	96,368	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	30,233	—	—	35,481	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	61,053	—	—	56,465	—	—
	外国の中央政府等以外の 公共部門向け	1,005	201	8	3,554	710	28
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	8,042	804	32	8,028	802	32
	我が国の政府関係機関向け	55,550	5,312	212	53,644	5,121	204
	地方三公社向け	195	39	1	193	36	1
	金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	1,150,824	234,485	9,379	1,177,902	235,491	9,419
	法人等向け	134,769	107,512	4,300	143,187	112,110	4,484
	中小企業等向け及び個人向け	383	279	11	353	253	10
	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
	不動産取得等事業向け	1,084	1,042	41	1,045	982	39
	三月以上延滞等	3	—	—	7	—	—
	取立未済手形	90	18	0	77	15	0
	信用保証協会等による保証付	2,527	252	10	2,183	215	8
	株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	出資等	5,303	5,303	212	5,444	5,444	217
	(うち出資等のエクスポージャー)	5,303	5,303	212	5,444	5,444	217
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	上記以外	228,004	562,669	22,506	244,204	592,640	23,705
	(うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部 TLAC 関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー)	99,158	247,896	9,915	104,913	262,284	10,491
	(うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー)	122,979	307,448	12,297	122,979	307,448	12,297
	(うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー)	450	1,126	45	446	1,115	44
	(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段のうち、その他外部 TLAC 関連調 達手段に係る5%基準額を上回 る部分に係るエクスポージャー)	1,563	2,344	93	11,854	17,781	711

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		エクスポージャー の 期 末 残 高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の 期 末 残 高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
証 券 化	(うち上記以外のエクスポージャー)	3,852	3,852	154	4,010	4,010	160
		4,932	2,051	82	7,639	2,526	101
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	4,932	2,051	82	7,639	2,526	101
再 証 券 化		—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエクスポージャー		217,139	254,147	10,165	245,286	254,035	10,161
(うちルックスルー方式)		204,783	207,484	8,299	235,907	243,741	9,749
(うちマンドート方式)		9,437	10,187	407	9,379	10,294	411
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)		2,918	36,475	1,459	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入 されなかったものの額 (△)			58,597	2,343		39,798	1,591
標準的手法を適用する エクスポージャー別計		2,021,120	1,115,521	44,620	2,083,247	1,170,590	46,823
CVAリスク相当額 ÷ 8%			99	3		72	2
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		2,021,120	1,115,621	44,624	2,083,247	1,170,663	46,826
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 < 基 礎 的 手 法 >			14,312	572		11,877	475
所 要 自 己 資 本 額		リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
			1,129,933	45,197		1,182,540	47,301

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
< オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法 (基礎的手法) >

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.66) をご参照ください。

a 信用リスクに関するエクスポージャー (地域別、業種別、残存期間別) 及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位: 百万円)

		令和元年度					令和2年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	1,690,373	232,364	292,554	—	3	1,708,831	232,314	285,874	—	7
国	外	108,675	31,189	77,486	—	—	121,490	42,450	79,040	—	—
地域別残高計		1,799,049	263,553	370,040	—	3	1,830,321	274,764	364,915	—	7
法人	農業	2,206	2,206	—	—	—	2,426	2,426	—	—	5
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	14,816	12,714	—	—	—	15,977	13,739	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	8,144	5,258	2,147	—	—	9,024	6,136	2,137	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,313	7,313	—	—	—	6,969	6,969	—	—	—
	運輸・通信業	36,767	6,759	29,773	—	—	37,914	8,963	28,687	—	—
	金融・保険業	360,227	88,550	179,102	—	—	377,115	93,983	190,624	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	89,504	86,921	1,766	—	—	94,256	91,721	1,754	—	—
	日本国政府・地方公共団体	176,741	50,729	126,011	—	—	150,824	48,148	102,676	—	—
上記以外	1,063,095	—	1,005	—	—	1,087,234	—	—	—	—	
個人	3,098	3,098	—	—	3	2,676	2,676	—	—	2	
その他	37,132	—	30,233	—	—	45,901	—	39,035	—	—	
業種別残高計		1,799,049	263,553	370,040	—	3	1,830,321	274,764	364,915	—	7
1年以下	1,199,953	86,589	50,633	—	—	1,222,160	106,554	27,782	—	—	
1年超3年以下	96,753	31,463	65,290	—	—	91,808	26,459	65,348	—	—	
3年超5年以下	82,705	41,410	41,295	—	—	75,311	52,159	23,151	—	—	
5年超7年以下	56,928	38,476	18,451	—	—	49,575	29,685	19,890	—	—	
7年超10年以下	74,756	25,729	49,027	—	—	81,615	21,079	60,536	—	—	
10年超	121,534	39,836	81,698	—	—	127,928	38,781	89,147	—	—	
期限の定めのないもの	166,416	48	63,645	—	—	181,922	46	79,057	—	—	
残存期間別残高計		1,799,049	263,553	370,040	—	—	1,830,321	274,764	364,915	—	—
平均残高計		1,653,672	233,957	341,474	—	—	1,668,944	233,421	326,025	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産 (自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

b 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(a) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位: 百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	821	416	—	821	416	416	682	—	416	682
個別貸倒引当金	574	539	32	541	539	539	524	—	539	524

(b) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しています。

(単位：百万円)

		令和元年度						令和2年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他					
法人	農業	55	43	—	55	43	—	43	42	—	43	42	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	82	39	32	50	39	—	39	35	—	39	35	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	428	427	—	428	427	—	427	414	—	427	414	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	6	29	—	6	29	—	29	27	—	29	27	—	
業種別計	574	539	32	541	539	—	539	524	—	539	524	—	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(c) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	214,907	214,907	—	194,135	194,135
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	63,690	63,690	—	61,399	61,399
	20%	12,354	1,145,106	1,157,460	15,003	1,182,273	1,197,277
	35%	—	—	—	—	—	—
	50%	32,434	1,504	33,939	33,783	469	34,252
	75%	—	380	380	—	352	352
	100%	7,615	135,963	143,579	6,364	122,872	129,236
	150%	—	1,567	1,567	—	11,861	11,861
	250%	—	183,523	183,523	—	201,807	201,807
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合計	52,404	1,746,644	1,799,049	55,150	1,775,170	1,830,321	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は、単体の開示内容（P.69）をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	2,429	—	—	2,427	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	11	—	—	4	1,472	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	30	—
合 計	11	2,429	—	4	3,929	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.70）をご参照ください。

a 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	令和元年度						令和2年度					
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他				現金・自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	160	331	—	—	—	331	—	243	—	—	—	243
(2)金利関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	160	331	—	—	—	331	—	243	—	—	—	243
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—		—				—
合計	160	331	—	—	—	331	—	243	—	—	—	243

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。
 なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

b 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

c 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は、単体の開示内容（P.71）をご参照ください。

a 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

b 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(a) 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	3,873	—	4,789	—
	その他	1,059	—	2,849	—
	合計	4,932	—	7,639	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(b) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和元年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	4,845	38	100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	86	43			
	合計	4,932	82	合計	—	—
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—	100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—	250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合計	—	—	合計	—	—

令和2年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オン・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	7,557	60		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	81	40				
合計	7,639	101	合計	—	—		
オフ・バランス	0%～ 15%未満	—	—	オフ・バランス	0%～ 100%未満	—	—
	15%～ 50%未満	—	—		100%～ 250%未満	—	—
	50%～ 100%未満	—	—		250%～ 400%未満	—	—
	100%～ 250%未満	—	—		400%～1250%未満	—	—
	250%～ 400%未満	—	—		1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合計	—	—	合計	—	—		

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(c) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	86	81
合計	86	81

(注) 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定に基づき、証券化取引のデュー・ディリジェンス等の要件を満たさなかったもの、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものと及び信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

(d) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方針や手続については、信連に準じた内容としております。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.73）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.73）をご参照ください。

a 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

		令和元年度		令和2年度	
		貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上	場	6,035	6,035	8,550	8,550
非	上場	92,445	92,445	92,451	92,451
合	計	98,480	98,480	101,001	101,001

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

b 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
366	112	—	186	0	—

c 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
3,063	59	5,402	19

d 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	204,783	235,907
マンドート方式を適用するエクスポージャー	9,437	9,379
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	2,918	—

(10) 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.74～75）をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	33,805	31,833	3,586	3,228
2	下方パラレルシフト	—	—	232	436
3	スティープ化	20,810	20,216		
4	フラット化	30	292		
5	短期金利上昇	4,979	3,940		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	33,805	31,833	3,586	3,228
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	162,249		151,483	